

■ 愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

[開催月を変更する](#)



[移動](#)

開催日: **1日目**

平成21年第3回愛荘町議会臨時会

1日目(平成21年5月14日)

開会:午前10時32分 閉会:午前11時00分

議会日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 承認第 2号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについて |
| 日程第 4 | 承認第 3号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについて |
| 日程第 5 | 承認第 4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについて |
| 日程第 6 | 議案第36号 平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第2号) |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで議事日程に同じ

出席議員(16名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠久清次
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 勇

8番 久保田九右衛門

9番 森 隆一

10番 吉岡ゑみ子

11番 森野榮次郎

12番 小杉和子

13番 龍 すみ江

14番 水野清文

15番 宇野義美

16番 竹中秀夫

欠席議員(0名)

なし

◎開会の宣告

○議長(竹中秀夫君)皆さん、おはようございます。

平成21年第3回愛荘町議会臨時会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、お忙しい中、本臨時会にご出席をいただきまして、高壇からではございますが、厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会は、承認3件・議案1件について、ご審議をいただくこととなっております。よろしくお願ひ申し上げまして、開会にあたりましてのあいさつといたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

よって、平成21年第3回愛荘町議会臨時会は成立しましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(竹中秀夫君)これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(竹中秀夫君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長(竹中秀夫君)日程に入れます前に諸般の報告をいたします。

4月15日に開催された教育民生常任委員会において、吉岡ゑみ子議員から委員長の辞任願いが提出され、委員会で協議の結果、辞任について許可されました。

委員会で選挙の結果、上林貞議員が委員長に決定されました旨、本田副委員長から報告がありましたから報告します。

また、4月15日付けで議長宛てに吉岡ゑみ子議員から議会運営委員の辞任願いが提出されました。委員会条例第11条第2項の規定により、議会閉会中であるので議長において同日付けで許可し、同条例第6条の規定により、教育民生常任委員長に就任された上林貞議員を議長において同日付けで議会運営委員に指名しましたから報告します。

◎会議録署名議員の指名

○議長(竹中秀夫君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、15番、宇野義美議

員、1番、辰巳保譲員を指名します。

◎会期の決定

○議長(竹中秀夫君)日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日のみと決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第3、承認第2号愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例の専決処分について
承認を求めるについてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔總務主監細江新市君登壇〕

○総務主監(細江新市君)それでは、承認第2号につきまして説明をさせていただきます。
愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについて。地方自治法第179条第1項の規定により、次のように、平成21年3月31日付で専決処分をいたしました。同法第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。愛荘町行政組織条例の一部を次のように改正する。
第2条総務課の項に次の1号を加える。第12号、固定資産評価審査委員会に関する事項。同条税務課の項
中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。
付則にの条例は、平成21年4月1日から施行する。よろしくご審議をお願いいたします。
○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。
これより、承認第2号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(贊成者掌手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、承認第2号愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第4、承認第3号愛荘町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求ることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

[收納管理主監杉本幸雄君登壇]

この件は、主に土塁の上に羊飼石ノ申込書はち後社叫祝余1例寺リ一部を以て止りる余1例リ專決処分に付さ申込を求めるについて、ご説明を申し上げます。議案書3ページからでございまして、説明資料は5ページから44ページまででございます。

今回、地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)が、平成21年3月31日に公布されまして、21年4月1日から施行されることに伴いまして、愛荘町税条例の一部改正をお願いするものでございまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていたたいたものでございます。

主な改正内容としましては、説明資料の5ページからでございますが、法改正によりまして、第1条関係では、第36条の2において、寄附金税額控除に関する申告様式の追加をし、第47条の2において、公的年金から町民税を特別徴収するにあたって、年金以外の所得も加算徴収するという規定を削除し、第56条におきましては、医療関係者の養成所で教育に用いる固定資産の非課税措置とする施設の拡大が図られたことによる改正を、第58条の2におきましては、非課税適用を受ける社会医療法人がなすべき申告を追加しました。

また、付則第10条の3では、阪神・淡路大震災にかかる固定資産税の特例適用を削除し、付則第11条・第11条の2・第12条・第13条・第15条の2では、固定資産税の評価替えに伴う対象年度の改正を行い、付則第16条の4・第17条・第18条・第19条・第20条の2・第20条の4では、寄附金税額控除の限度額算定の対象とする所得の追加をし、そのほか、法改正に伴う引用条項の改正・削除・項ずれ、文言の修正など必要な規定整備を行ったものでございます。

第2条関係では、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の施行に伴います新築住宅等に関する固定資産税の減額の適用を受けようとするものがなすべき申告に関する規定の追加がされましたので、付則第10条の2に追加された規定を追加し、このことによる項ずれを改めるとともに、第7項および第8項では、地方税法施行規則の改正に伴う引用条項の改正をするものでございます。これにつきましては、21年6月4日から施行されるものでございます。

また、第3条関係におきましては、平成20年度改正条例付則第1条、第2条第7項・第14項・第15項・第16項・第17項・第19項において、配当割・株式等譲渡所得の特例規定が廃止されたことに伴う規定の整備をし、同じく第2条第3項では、特定地域雇用等促進法人が公益社団法人および公益財団法人に移行するまでの間の読み替え規定を改正したものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。1番、辰己君。

[1番辰己保君登壇]

○1番(辰己保君)1番、辰己。

愛荘町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるこの条例提案について、反対討論を行います。

本税条例の改正は、本当に多種にわたっているわけです。その中では当然、町民さんにおいて生活を支援するという、その延長も含まれてはいます。しかし、その町民さんの住民税等の整合性からいっても、金持ちと言うか、上場株式における配当および譲渡益において、本来は国会においてもこの1月1日から一部を本則課税に戻すという方向が打ち出されていたにも関わらず、それが撤廃されて復活・延長されるという事態になっているわけです。そのことがこの条例の中で明記をされているということです。

もう1点、農地における固定資産税についても、私たちは非常に危惧をしていかなければならぬということ。それは、現在の国会で農地法の改正について審議がなされています。そのこととあわせもつと、農地に

おける課税の状況変化がこの農地法と連関しているではないかというふうに類推せざるを得ないというふうに、そのことにおける我が町の影響を訴えて、反対討論といたします。

○議長(竹中秀夫君)ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、承認第3号愛荘町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについてには、これを承認することに決定しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第5、承認第4号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

○収納管理主監(杉本幸雄君)議案書の9ページ・10ページをご覧ください。そして、説明資料が46ページから50ページでございます。承認第4号についてでございます。愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについて、ご説明を申し上げます。

今回、地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)が21年3月31日に公布されまして、21年4月1日から施行されることに伴いまして、愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものでございます。

主な改正内容としては、法改正により、国保税の介護分にかかる課税限度額が9万円から10万円に改正されましたので、第2条および第21条において、介護分の課税限度額を10万円に改正し、また、2割軽減については申告の必要がなくなったことを受けて、第21条第2項および第3項を削除し、このことによる引用規定の改正を付則第15号および第19号で行ったものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。13番、瀧すみ江議員。

[13番瀧すみ江君登壇]

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。承認第4号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについて、反対を表明します。

この議案中、2つの点での改正が言われていますけれども、そのうちの1つ、先ほど全協でも説明がありましたように、2割軽減を一律軽減対象に改正することに伴う条項の削除ということで、20年度からは申請なしで2割軽減をしているということについての改正については、何ら反対をするものではありません。

もう1点の内容であります国民健康保険税の中の介護納付金の課税限度額を9万円から10万円に引き上げるという内容は、言うまでもなく、町民に負担度を押し付けるものです。

そもそも、介護保険制度そのものが国民に重い負担を押しつけるものなのに、政府は改悪を繰り返し、国民にさらなる負担増を押しつける一方で、必要な介護が十分に受けられない状況が生まれています。国民にさ

らなる負担増を押しつけるのではなく、国の負担割合を根本的に増やすことが必要であることを訴えまして、反対討論といたします。

○議長(竹中秀夫君)ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、承認第4号愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めるについては、これを承認することに決定しました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第6、議案第36号平成21年度愛荘町一般会計予算(第2号)を議題とします。本案についての提案理由の説明を求めます。総務主監。

[総務主監細江新市君登壇]

○総務主監(細江新市君)それでは、議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第36号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,443万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,212万4,000円とするものでございます。

今回の補正予算の主な内容につきましては、昨年からの経済不況により、国では第2次経済対策補正予算を成立され、地域活性化・生活対策臨時交付金の配分を受け、昨年度2,152万4,000円を基金に積み立てました。今回この基金を100%活用し、愛荘町の地域活性化策として追加補正を計上させていただいたものでございます。内容につきましては、14ページからでございます。

まず、歳入でございます。繰入金、基金繰入金、地域基盤づくり推進基金繰入金といたしまして2,160万円の追加、繰越金については、前年度繰越金といたしまして283万4,000円の追加でございます。

次に、歳出でございます。まず、衛生費、保健衛生費の環境衛生費といたしまして、住宅用太陽光発電システム補助金240万円の追加でございます。これにつきましては、地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーの有効利用を促進することを目的として、温室効果ガスを排出しない太陽光発電システムの設置に要する経費に対し補助をするものでございます。補助の対象者につきましては、町内に住所を有する者であり、1kw当たり3万円、限度額を12万円補助とするものでございます。申請期間は、この6月1日から来年の3月31日までとするものでございます。

また、地上デジタル移行補助金につきましては、450万円を追加させていただきました。現在使用されていますアナログテレビにつきましては、平成23年7月24日をもって地上デジタル放送に完全移行をするため、アナログテレビはデジタル対応チューナーが必要となり、また、買い替え等によりアナログテレビの不法投棄が増えることが懸念されます。このようなことから、不法投棄の防止、資源の有効活用を図ることから、家電リサイクル法に基づきアナログテレビを廃棄する経費、またはチューナー購入の一部に対し補助をするものでございます。申請は、1世帯当たり1回限りとさせていただくものでございまして、補助金の額は3,000円を限度とするものでございます。期間につきましては、この6月1日から23年7月31日までと考えてございます。

次に、農林水産業費、農業費、農地費の光熱水費としまして、200万円を追加させていただきました。

次に、商工費、商工振興費の緊急経済対策住宅リフォーム促進事業補助金といたしまして、1,270万円を追加させていただきました。これにつきましては、世界的な金融危機の深刻化と景気の悪化による厳しい経済情勢にあって、町内の産業の活性化と雇用の安定を図るため、このたび緊急経済対策として住宅リフォーム

促進事業を実施させていただくものでございます。町民の皆さん方が、町内に本社を有する法人または個人の施工業者を利用して自宅の住宅をリフォームされる場合、その経費の一部を補助するものでございます。対象につきましては、工事経費が20万円以上で、この補助金の交付決定通知を受け、平成21年6月1日以降着手し、来年の3月31日までに工事を完了するものが対象となるものでございます。補助金につきましては、工事経費の20%で最高20万円というものですのでございまして、相談あるいは申請の手続きにつきましては、この6月1日から12月18日までとさせていただくものでございます。

また、次の商工会合併記念地域商業活性化対策事業補助金については、200万円を追加いたしております。これにつきましては、豪華景品による地域活性化対策のイベントを、商工会が今回実施されることになります。町内の5事業所のイベント協賛事業所でそれぞれ1,000円以上の買い物をされたお客様に、その領収書と引き換えに1回分の抽選券を提供し、総額300万円の景品を抽選でプレゼントされるものでございます。イベント期間につきましては、この7月1日から8月31日までの2ヶ月間実施をされる予定になってございます。

次に、教育費の保健体育費、保健体育総務費につきましては、県体育施設協会負担金4,000円の追加、町体育協会補助金、県体選手派遣費といたしまして、83万円を追加させていただきました。

よろしくご審議をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第36号平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決しました。

◎閉会の宣言

○議長(竹中秀夫君)以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成21年第3回愛荘町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。